

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一 郎

## 鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>留置施設の管理及び被留置者</u>に関すること。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>(生活安全企画課の所掌事務)</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>(警備第一課の所掌事務)</p> <p>第14条の3 警備第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第二課の所掌に属するものを除</p>	<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>留置場の管理及び留置人</u>に関すること。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>(生活安全企画課の所掌事務)</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(警備第一課の所掌事務)</p> <p>第14条の3 警備第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第二課の所掌に属するものを除</p>

<p>く。) ア～キ 略 ク その他の警備犯罪のうち、<u>外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム</u>（広く恐怖又は不安を抱かせることにより<u>その目的を達成することを意図して行われる政治上</u>その他の<u>主義主張</u>に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）に係るもの (5) 略</p>	<p>く。) ア～キ 略 ク その他の警備犯罪のうち、活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることにより<u>その目的の達成</u>を意図して行われる<u>極左的主張</u>その他の<u>主張</u>に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）に係るもの<u>及び外国人に係るもの</u> (5) 略</p>
<p><u>(国際テロ対策室)</u> <u>第22条の2 警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。</u> <u>2 国際テロ対策室の位置は、鳥取市とする。</u> <u>3 国際テロ対策室は、第14条の3第2号（同条第4号クに係るものに限る。）及び第4号クに掲げる事務をつかさどる。</u> <u>4 国際テロ対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u> <u>5 室長は、上司の命を受け、国際テロ対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p>	
<p>(校長) <u>第22条の3 略</u></p>	<p>(校長) <u>第22条の2 略</u></p>
<p>(副校長) <u>第22条の4 略</u></p>	<p>(副校長) <u>第22条の3 略</u></p>

附 則

この規則は、平成19年3月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条第11号の改正 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日
- (2) 第6条の6中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に1号を加える改正 平成19年6月1日